

教育本部規程

(任 務)

第1条 教育本部は、理事会に直属する統轄部門であり理事会の諮問に応え、スキー、クロスカントリースキー及びスノーボード（以下、「スキー等」という。）の普及、指導、強化並びに安全対策を図るため、以下に掲げる事項を所轄する。

- (1) スキー等の指導者の育成及び強化
 - (2) スキー等の傷害防止に関する調査研究、図書出版及び監修
 - (3) スキー等の安全対策の確立
 - (4) スキー等の指導、講習、検定の実施、図書出版及び監修
 - (5) 公認スキー学校の公認審査及びメソッドの周知徹底
 - (6) 公認資格者の審査、認定
 - (7) 国際会議への派遣
 - (8) 競技本部の要請に基づく協力体制の確立
 - (9) 理事会の諮問に基づく前各号に関連する原案の作成
 - (10) 前各号に関連する収支予算の原案の作成及び教育に関する事務処理
- (組 織)

第2条 前条の任務を達成するために、次の各号に掲げる部及び委員会を置く。

- (1) 教育本部直轄の諮問委員会を置く。
- (2) 渉外部に総務委員会、国際情報委員会を置く。
- (3) 普及部に研修委員会、スクール振興委員会、検定委員会を置く。
- (4) 技術選運営部にスキー技術選委員会、ジュニア技術選委員会、マスターズ技術選委員会を置く。
- (5) スノーボード部にスノーボード委員会、スノーボード・デモンストレータープロモートチームを置く。
- (6) クロスカントリー部にクロスカントリー委員会を置く。
- (7) 安全対策部に、安全対策委員会を置く。
- (8) スキー・デモンストレータープロモートチームを置く。
- (9) その他、短・中期的課題解決のためにプロジェクトチーム等を置くことができる。

(役員及び委員)

第3条 教育本部には、本部長、副本部長及び担当理事を置き、前条の各部並びに各委員会等には、部長、委員長、副委員長、専門委員、技術員及びデモンストレーターを置く。ただし、必要に応じて教育本部顧問、学識経験者を置くことができる。教育本部顧問は教育本部長経験者とする。

- 2 前項の本部長、副本部長、担当理事、教育本部顧問、部長、委員長、副委員長及び本部推薦による専門委員の選任については、理事会で決定し、会長が委嘱する。
- 3 専門委員、技術員は、別に定める教育本部専門委員及び技術員選出要領に基づき、各ブロックより、推薦された候補者中より、本部理事会において選出し、会長が委嘱する。
- 4 デモンストレーターは、別に定めるデモンストレーター選出基準及び要領

に基づき、選考会において選出し、委嘱する。

5 委員及び専門委員の任期は、原則として2年とする。ただし、期間を定めることが適切でないものについては、設置の都度、理事会で定める。デモンストレーターの任期は、別に定める。

6 委員及び専門委員の欠員又は職務遂行に不都合の生じた場合は、適時これを補充、交代することができる。ただし、任期は、前任者の残任期間とする。

(資格)

第4条 公認規程に定める公認資格の他、生涯スキーリーダーの資格は、別に定める。

(職務分担)

第5条 委員及び専門委員の職務分担は、別に定める。

(会議)

第6条 教育本部の会議は、別に定める。

(内規)

第7条 教育本部に関する内規については、別に定める。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

昭和58年	8月	改訂
昭和59年	7月	改訂
昭和61年	5月	改訂
昭和61年	8月	改訂
昭和63年	10月	改訂
平成02年	11月	改訂
平成04年	10月	改正
平成04年	12月12日	改正
平成06年	10月3日	改正
平成07年	10月13日	改正
平成09年	6月28日	改正
平成10年	10月5日	改正
平成12年	9月20日	改正
平成13年	9月28日	改正
平成14年	11月5日	改正
平成15年	6月27日	改正
平成16年	11月2日	改正
平成17年	6月15日	改正
平成18年	11月1日	改正
平成19年	7月05日	改正
平成20年	9月16日	改正
平成21年	9月18日	改正
平成22年	8月31日	改正
平成23年	9月20日	改正

平成 24 年	9 月 26 日	改正
平成 25 年	8 月 9 日	改正
平成 26 年	4 月 15 日	改正
平成 26 年	7 月 15 日	改正
平成 28 年	7 月 15 日	改正
平成 30 年	7 月 6 日	改正
令和 2 年	7 月 8 日	改正
令和 3 年	7 月 7 日	改正
令和 4 年	11 月 21 日	改正